

議第158号

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例

滋賀県建築審査会条例（昭和25年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「勤務」を「任期等」に改め、同条中「審査会の」を削り、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 委員は、再任されることができる。
- 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。